

| | | | | | | |
|-----|------------------------------|-----|--------------|----------|------------|------|
| 陳 情 | 受 理 番 号 | 109 | 受 理 年 月 日 | 令和5年5月1日 | 付 託 委員会 | 教育福祉 |
| 件 名 | 認可保育園における保育士負担軽減等加配事業の改善について | | | | | |

認可保育園における保育士負担軽減等加配事業の改善について

陳情の趣旨

1、保育士負担軽減等加配事業の補助要件の改善を求める。

特に、対象外となる補助要件②入所希望児童がいるにも関わらず、利用定員に達していないがクラスの受入を停止していることにより対象となるような場合。について、こどもの人権と保育士の専門性を軽視する補助要件②の撤廃を求めます。

2、今回の陳情に対する回答を求める。

陳情の理由

1、認可保育園における1歳児の国の保育士配置基準は、園児6名に対し保育士1名である。

このような配置基準では、利用定員変更の有無に関わらず、保育所保育指針に沿う保育は行えない。そのため、当法人において常に国の配置基準以上に保育士を配置し、質の高い幼児教育・保育に努めている。しかし、その人件費の補助は一切ない現状である。

2、保育所保育指針を全うし、園児の育ちを守るため、園児5名に対し保育士1名配置し、最低基準を超えている場合において、保育士負担軽減等加配事業の対象となるよう求める。

3、こどもの人権と保育士の専門性が軽視される現状の改善を、児童福祉法第24条1項のもと保育の実施責任がある那覇市に求める。

4、那覇市の認可保育園において過酷な保育士の労働環境を良くするためにも、保育士負担軽減等加配事業の対象となるよう強く求める。

5、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」について遵守を求める。

『第一章 総則

第三条 2

都道府県（中核市）は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。』